



『変形労働時間制』で多忙化は解消されるか？

文科省は、教員の多忙化解消をめざして「学校における働き方改革」を推進しています。その一つが、前号で取り上げた『時間外勤務の上限規制』です。もう一つが、『1年単位の変形労働時間制』（以下『変形労働時間制』）です。今回は、『変形労働時間制』の問題点について考えてみたいと思います。

長時間勤務の実態

文科省が行った2016年度の教員勤務実態調査によれば、1日当たりの校内勤務時間は、小学校教員で平均11時間15分、同じく中学校教員で11時間32分となっています。（ここでは、持ち帰り仕事が入っていませんので、実際は、これよりさらに長い時間働いています。）

休憩については、小学校教員でたったの2分、中学校教員で4分しかとれていません。勤務時間は7時間45分であるにもかかわらず、休憩をまともにとれないまま、11時間を超えて働かざるを得ない実態にあります。教員は、いつ誰が倒れてもおかしくない状況に置かれているのです。『変形労働時間制』で、教員のこのような長時間勤務を解消できるのでしょうか。



変形労働時間制とは？

文科省が示す『変形労働時間制』は、学期中の1日の勤務時間を週3〜4日、1時間延長するかわりに、長期休業中に15日〜20日の休日を設けるというものです。

法整備を進めた上で、自治体に働きかけて条例を制定し、2021年度から実施したい考えです。

現行は、7時間45分勤務で、これを1時間延長すると、8時間45分勤務となります。8時間を超える勤務では60分の休憩が必要になります。

それゆえ、8時30分に勤務開始の場合、18時15分に勤務終了となります。

終了時刻が、1時間15分遅くなります。

（下欄 比較資料参照）

平日の勤務時間の割り振り例



長期休業中に休日増やせばいい？

長期休業中に休日を増やすとされていますが、果たしてどうでしょうか？

現状は、部活、プール指導、現職教育、研修、出張など、様々な業務があります。とりわけ、新任研修や

10年目研修、あるいは教員免許更新講習を受ける人にとっては、増やされた15日〜20日間の休日を、長期休業中に取ることは、現実的に困難だと言わざるを得ません。

17時に帰るには1年休等が必要に…

学期中に、8時間45分勤務となると、どのような問題が起きるのかについて考えてみましょう。

現在であれば、「今日は疲れているから早く帰ろう」と思えば、17時になったら帰ることができます。ところが、8時間45分勤務では、18時15分までが勤務時間であり、それまでは必ず仕事をしなければなりません。17時に帰りたいときは、年休や時間外勤務の割り振りなどを使って帰るようになります。

とくに、育児中の人や介護の家族を抱えている人、あるいは病気疾患があつてできるだけ時間外勤務を減らさないと仕事が続けられない人にとっては、きわめて働きづらくなってしまう。

退勤時刻が遅くなる…

8時間45分勤務となると、職員会議などの終了時刻を1時間遅くすることも可能です。そうなることで、教員個人が行う仕事（授業準備、学級事務、校務分掌上の業務など）は先送りされ、退勤時刻が遅くなる恐れがあります。

『変形労働時間制』により、かえって働きづらくなったり、長時間勤務に拍車がかかったりすることが懸念されます。

変形労働時間制

Q&A

Q今でも8時間45分以上

働いているので、

変わらない気がしますすが…

A これまでは、多忙化解消のために会議の精選やその時間短縮が行われてきました。ところが、8時間45分勤務になると、1時間延長した時間があるということ、結局は、その時間が職員会議や現職教育にあてられることが懸念されます。

とくに、最近では、多忙化解消の取り組みとして、校外での研修を減らしたり、学校訪問の指定授業をなくしたりする改善が進められています。しかし、その一方で、校内での研修や研究授業を増やしているところも見られます。

そうなる、そのための会議や現職教育の時間が必要になり、明日の授業準備や学級・学年・分掌の事務など、教員個人で行う仕事が増えにされ、帰る時刻が今よりさらに遅くなってしまうことが懸念されます。

Q 時間外勤務が減る

と聞きましたすが…

A 数字の上では、1日あたり1時間15分減ります。なぜならば、8時間45分勤務になると、それまで時間外勤務であったつ

ちの1時間15分が勤務時間に組み入れられるからです。

8時間45分勤務が週4日であれば、1か月で20時間、1年間で200時間もの「時間外勤務の数字」が、在校時間記録表から「減る」のです。

これは、単に数字の上で時間外勤務が減るだけにとどまらない問題が起きます。文科省が勤務実態調査を行うと、この減った時間外勤務の数字が正式の時間外勤務の数値として発表されます。

それにより、「教員の時間外勤務は大幅に縮減された」と公表されてしまいます。

その結果、教員の健康に対する配慮がなくなるようになったり、多忙化解消の取り組みが後退したりする事態となったら大変です。

Q 休憩はとれる

ようになりですか

A 現行の7時間45分勤務では、45分の休憩が設定されています。ところが、子どもたちが学校にいる間に設けられた昼の休憩は全くとれません。

夕方の休憩についても、仕事が増えたりあるためとっている人はほとんどいません。夕方の休憩をとっていたら、その分帰りが遅くなるので仕事をせざるを得ないのです。

8時間45分勤務になると、1時間の休憩時間となります。仕事は今まで通りか、増える恐れがありますので、結局、休憩はとれずじまいに終わり、休憩時間は形だけになることが予想されます。

Q 長期休業中の

休みが増えると、

正直うれしいですが…

A すべての教員が、15〜20日の休日をとることができるようには、長期休業中の業務縮減が必要です。そのためには、まず、文科省が、研修を大幅に削減したり免許更新制度を廃止したりすることが求められます。

なお、表面で取り上げた文科省実態調査によると、教員は1日あたり3時間以上の時間外勤務をしています。この時間外勤務の割り振りさえすれば、15〜20日間を大きく上回る休日を与えることができます。文科省は、現状の時間外勤務に見合った割り振りを行うよう、教育委員会に向けて通知を出すべきです。

Q 8時間労働制では

なかったのですか？

A 勤務の基本の法律である労働基準法では、すべての労働者に1日につき8時間を超えて働かせてはならないとされています。これが、「8時間労働制」です。なぜ1日につき8時間かと言うと、労働者の健康を守り、その人間的な生活を保障するためです。もちろん教員にも適用されます。さらに今では労働時間短縮が進み、7時間45分勤務となっています。

戦前の日本は、「12時間労働制」(繊維産業労働者は「14時間労働制」)であり、健

康を損なったり、命を落としたりする労働者が後を絶ちませんでした。労働時間短縮を求める労働者の長年にわたる闘いにより、やっと、戦後の労働基準法で、「8時間労働制」が規定されました。

それゆえ、長期休業中に休日を増やすから、平日は8時間を超えて働かせるというのは、8時間労働制の趣旨から考えると問題だと言えます。平日の時間外労働の疲れをため続けて、はたして長期休業まで健康が維持できるか不安です。

文科省が導入しようとする『変形労働時間制』は、この「8時間労働制」の適用を除外し、教員を、1日8時間を超えて働かせることを合法化しようとするものです。

Q 多忙化解消のために

やるべきことは

A 多忙化解消のために多くの教職員が願っていることは、「仕事を減らしてください」「先生を増やしてください」ということです。

そのためには、教職員定数の抜本的改善により、専科教諭を増やしたり、少人数学級にしたたりすることが最優先課題として強く求められています。

そして、学習内容や授業時数の増加、道徳の教科化、小学校での英語教科化といった次期学習指導要領の実施により学校生活がさらに忙しくなる恐れがあります。学習指導要領の抜本的見直しも同時に必要です。